

大阪家裁総第 516 号

令和元年 8 月 20 日

山 中 理 司 様

大阪家庭裁判所長 中 川 博 之



### 司法行政文書開示通知書

令和元年 5 月 8 日付け（同月 9 日受付、大阪家裁総第 232 号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

#### 1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 対応案（片面で 5 枚）
- (2) 平成 29 年 6 月 26 日付け大阪家庭裁判所事務局総務課長事務連絡「中川博之大阪家庭裁判所長の記者会見について」（片面で 4 枚）
- (3) 略歴等（片面で 1 枚）
- (4) 中川所長記者会見の主な質問事項（片面で 1 枚）

#### 2 開示しないこととした部分とその理由

1 の(4)の文書には、個人識別情報（氏名）及び公にすると法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（電話番号）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第 5 条第 1 号及び第 2 号イに定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

#### 3 開示の実施方法

写しの送付

(担当) 総務課 電話 06 (6943) 5432

## 対応案

### 1 配席、進行方法及び写真等撮影要領

#### (1) 日時

7月7日（金）午後4時から午後4時30分まで（午後3時45分開場）

#### (2) 場所

大会議室（8階）

#### (3) 配席

別紙1のとおり（着席位置は自由）

#### (4) 進行方法

大阪司法記者クラブから事前に提出された質問事項について、幹事社のうちの1社が代表して質問し、その後、各社が補足質問をする。

#### (5) 写真等撮影

撮影要領は、次のとおりとする。

ア 撮影（録音を含む。）時間は、司会者による会見開始のアナウンス後、会見終了のアナウンスまでの間とする。

イ フラッシュ及び三脚の使用を認める。

ウ カメラマンは、スチールカメラについては各社1人、ビデオカメラについては各社2人（補助要員を含む。）までとする。

エ スチールカメラによる撮影位置は最前列の記者席より後方から、ビデオカメラによる撮影位置は会場後方に設置する指定場所からとする（ただし、記者会見開始後、記者クラブの代表質問開始前2分間については、所長席に接近した場所からのスチール撮影を可とする。詳細は別紙のとおり）。

### 2 参加者

大阪司法記者クラブ所属の記者

3 司会進行

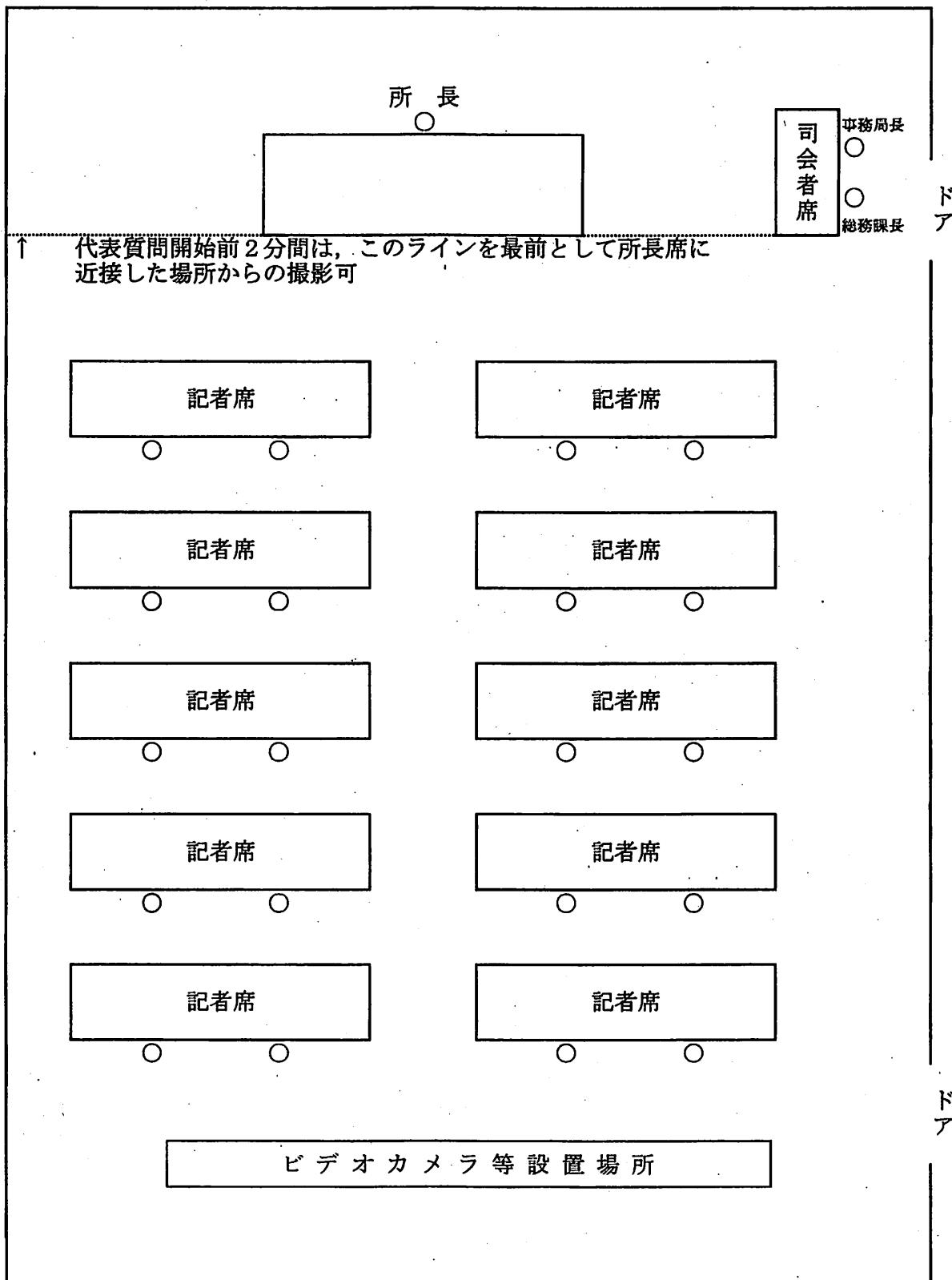
別紙2のとおり

4 質問事項

大阪司法記者クラブから追って提出（6月29日（木）締切）

(別紙1)  
記者会見会場図面

日時 7月7日(金) 午後4時～午後4時30分(午後3時45分開場)  
場所 大阪家庭裁判所大会議室(8階)



(別紙2)

所長記者会見司会要領

1 司会者等

司会者 総務課長

立会い 事務局長

2 タイムスケジュール

午後3時45分 記者の入室開始（総務課課長補佐が大会議室内で応対）

午後3時50分 総務課長入室（所長着席後に着席）

午後4時 所長入室（事務局長が案内、所長着席後に事務局長着席）

3 進行

(司会者)

「ただいまから、6月25日付けで大阪家庭裁判所長に任命されました中川博之新所長の記者会見を行います。」（撮影開始）

(所長御挨拶)

「6月25日付けで大阪家庭裁判所長を拝命しました中川博之です。本日は、よろしくお願いします。」（所長御着席）

(司会者)

「御質問をお受けするに先立ちまして、近接した場所からのスチール撮影をお受けします。時間は2分間です。」（近接でのスチール撮影終了）

(司会者)

「これより大阪司法記者クラブを代表しての御質問をお受けします。」

(司会者) 代表質問が終わり次第

「続きまして、ただいまの御質問に関連して、各社から補足質問があればお受けします。」

(司会者) 午後4時30分

「これをもちまして、記者会見を終了します。」（各社質問及び撮影終了）

(所長及び事務局長が退室)

(司会者は、記者及びカメラマンに退出を促す。)

平成29年6月26日

大阪司法記者クラブ加盟社 御中

大阪家庭裁判所事務局総務課長 木村貴志

中川博之大阪家庭裁判所長の記者会見について

標記の記者会見を下記の要領で行いますので、御協力をお願いします。

記

1 日時

7月7日（金）午後4時から午後4時30分まで（午後3時45分開場）

2 場所

大阪家庭裁判所大会議室（8階）

3 配席

別紙1のとおり（着席位置は自由）

4 進行方法

大阪司法記者クラブから事前に提出された質問事項について、幹事社のうちの1社が代表して質問し、その後、各社が補足質問をする。

5 写真撮影

撮影要領は、次のとおりとする。

(1) 撮影（録音を含む。）時間は、司会者による会見開始のアナウンス後、会見終了のアナウンスまでの間とする。

(2) フラッシュ及び三脚の使用を認める。

(3) カメラマンは、スチールカメラについては各社1人、ビデオカメラについては各社2人（補助要員を含む。）までとする。

(4) スチールカメラによる撮影位置は最前列の記者席より後方から、ビデオカメ

ラによる撮影位置は会場後方に設置する指定場所からとする。

ただし、記者会見開始後、記者クラブの代表質問開始前2分間については、所長席に近接した場所からのスチール撮影を可とする。

詳細は別紙2のとおり。

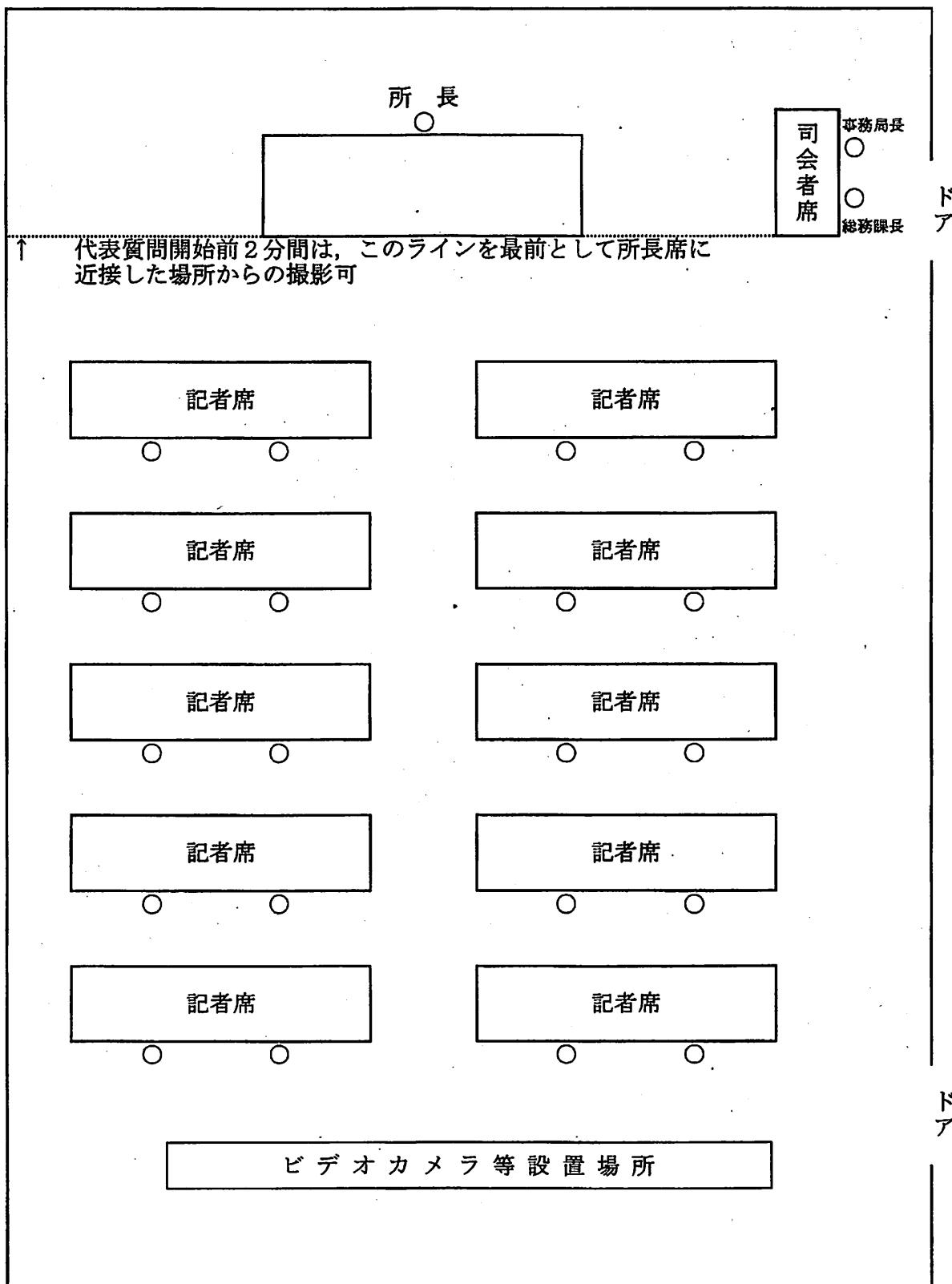
## 6 出席者及び質問事項

出席者（カメラマン及び補助要員を含む。）の氏名並びに質問事項については、幹事社が取りまとめた上、6月29日（木）までに総務課（FAX06-6949-2866）あてにファクシミリにより送信する。

なお、記者会見時間の都合上、送付された質問全てに回答することはできないことを御了承いただきたい。

(別紙1)  
記者会見会場図面

日時 7月7日(金) 午後4時～午後4時30分(午後3時45分開場)  
場所 大阪家庭裁判所大会議室(8階)



(別紙2)

中川博之新所長 就任記者会見 スケジュール

時刻	内容
15:45	受付開始(大阪家裁本庁大会議室(8階)にて)
16:00	記者会見開始 <ol style="list-style-type: none"><li>1 所長から御挨拶</li><li>2 近接場所からのスチール撮影 ※ 司会者から案内後、2分間のみ近接場所から撮影が可能 撮影場所は別紙1のとおり</li><li>3 幹事社のうち1社から代表質問</li><li>4 各社から補足質問</li></ol>
16:30	記者会見終了

## 略歴等

氏名 中川 博之

生年月日 昭和29年12月8日

出身地 和歌山县

### 略歴

昭和54年 4月	司法修習生（神戸）
昭和56年 4月	大阪地方裁判所判事補
昭和58年 4月	大阪家庭裁判所判事補
昭和59年 4月	鳥取地方・家庭裁判所判事補
昭和62年 4月	大阪地方裁判所判事補
平成 2年 4月	長崎地方・家庭裁判所福江支部判事補
平成 3年 4月	長崎地方・家庭裁判所福江支部判事
平成 4年 4月	大阪地方裁判所判事
平成 7年 4月	司法研修所教官
平成11年 4月	大阪地方裁判所判事
平成12年 4月	大阪地方裁判所判事（部総括）
平成26年 1月	奈良地方・家庭裁判所長
平成27年11月	大阪高等裁判所判事（部総括）
平成29年6月25日	大阪家庭裁判所長



大阪家裁 御中

## 中川所長記者会見の主な質問事項

平成29年6月29日

毎日新聞 (次期幹事社) [REDACTED]

[REDACTED]

日頃より大変お世話になっております。遅くなりましたが、司法記者会の質問事項がまとまりましたので、よろしくお願ひ致します。

## ■質問事項

- ▽裁判官を志した経緯と理由を教えてください
- ▽これまでに担当した裁判で、思い出深い案件を教えてください
- ▽昨年、全国の家裁が扱った家事事件が100万件を超えた。  
求められている家裁の役割について、どのようにお考えですか。
- ▽改正児童福祉法が成立し、児童虐待への家裁の関与が強化されました。大阪府の児童相談所の虐待対応件数が全国ワーストである現状を踏まえ、児童虐待問題にどのように対応されますか。
- ▽大阪家裁では、離婚調停の当事者となった親に集団型の「親ガイダンス」を実施するなど、独自の取り組みを行っています。今後新たに独自に取り組みたいと考えていることがあれば教えてください。